

三春の教育情報ステーション

●安全・安心な学校施設のために

昨年2月号にてお知らせした学校施設の耐震診断判定結果について、D判定（大地震の震動および衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険が高い。）であった、三春小学校西側階段室の耐震補強工事と御木沢小学校屋内運動場の解体工事が始まりました。

三春小学校では、補強工事に伴い教室の移動が生じ、夏休み中に保護者の協力のもと作業が行われました。平成21年度末には工事が終了し、残りのC判定の三春小学校校舎、およびB判定の中妻小学校屋内運動場は平成27年度までに補強工事を実施する予定で基本計画を作成しています。

御木沢小学校の屋内運動場は、天井や床の老朽化が激しいために補強工事は行わずに解体し、北体育館を小学校体育館として4月から使用しています。御木沢小では、35年間の感謝と惜別の気持ちを込め、地域の方を招いて全校集会を開催しました。

工事は、子どもたちの安全を第一に施行しています。ご協力よろしくお願ひします。



三春小学校



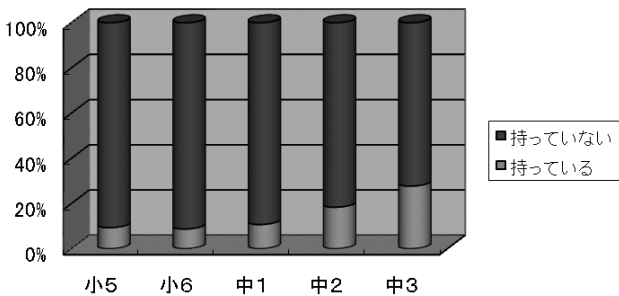
御木沢小屋内運動場

◆児童生徒学習状況アンケート調査

夏休み前に、町内の小学5・6年生と中学生に実施した調査によると、携帯電話の所持率は下のグラフのようになりました。平均すると、18.1%の児童生徒が携帯電話を所持しており、昨年度（21.5%）よりわずかに減少している実態です。

4月から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、保護者として行わなければならない以下のことが明記されました。

▼携帯電話所持アンケート結果



- 子どものインターネットの利用の状況を把握すること。
- フィルタリングソフトウェアの活用により、子どものインターネットの利用を適切に管理すること。
- 18歳未満の子どものために携帯電話等を購入し、活用させる場合は、その旨を事業者申し出ること。

※ 携帯電話に関わる被害事故が多数報告されています。携帯電話について家庭で話し合う機会を設けてください。

◇携帯電話は必要ですか

携帯電話がもたらす危険性がある現状の中で、小中学生に携帯電話が本当に必要ですか。

◇携帯電話の使い方についてルールをつくっていますか

どうしても、携帯電話を持たせる場合は、

- ・子どもの携帯電話の使用状況を把握しましょう。
- ・携帯電話を使用するにはルールを決めましょう。

〈例〉「使用は、使用料金〇〇円までにする」「メールをやり過ぎないように〇〇時までとする」「通話機能に限定して、家族との連絡のみに使用する」「家では家族がいるところで使用する」「マナーを守って使用する」

◇フィルタリングをかけてますか

フィルタリングを設定して、有害情報を閲覧できないようにインターネットへの接続機能を制限しましょう。フィルタリングサービスは子どもを守るために必要不可欠です。

町内の各小中学校では、携帯電話の校内への持ち込みを原則禁止としています。また、各小中学校では実態に応じ、携帯電話の危険性について指導しています。

地域の子どもは地域みんなで育てましょう！

問い合わせ先 教育課 学校教育グループ ☎ 62-6310